

横浜事件

再審裁判を 支援する会

青山鉞治さんの遺志をつぎ、

運動の輪をひろげよう！

本年二月一二日、青山鉞治さんが
逝去されました。享年七四歳。

一九八六年七月三日、再審請求手
続きのため、森川金寿弁護士と
もに横浜地裁を訪れた青山さんの姿
は、私たちの眼にいまも鮮明です。



青山鉞治氏遺影

おだやかな微笑と静かな語り口のか
げに、再審裁判勝利への強い決意を
秘めておられました。昨年一月の
集会(別項)には、病床からのメッセ
ージを託され、遺言状には「自分の
亡きあとは、妻に請求人をひきつい
でほしい」と記されています。

二月一六日の葬儀(五反
田・桐ヶ谷斎場)ののち、房
田・桐ヶ谷斎場)ののち、房
子夫人が請求人をひきつい
がれました。また獄死の子息、
和田喜太郎氏に代わって請
求人となられた和田かよさ
んは、昨年七月、逝去。今は、
兄と母の遺志をついで、気
質すみさんが請求人です。

No.4

1988.4.5

[事務局]

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

民主主義と平和を願う貴い遺志を
うけつぎ、実らせるため、支援の輪
を大きく広げていこうではありません
か。

来たる七月二日に横浜集会！

既報のように、八六年七月の再審
請求(横浜地裁刑事事第二部)に対し、
横浜地検は判決文の欠如などを理由
に請求棄却の意見書(B4紙二枚)を
提出しました(八七年二月)。これに対
し弁護団は、詳細な反論意見書を提
出(八七年一月)、地裁において審理
中というのが現状です。

検察側の「門前払い」要求をはね
のけ、一日も早く再審を実現させね
ばなりません。そうした意味をもこ
めて、本年七月二日(土)、請求申し
立て二周年を期して、横浜で集会を
ひらく計画が進行中です。犠牲者た
ちが閉じこめられた笹下刑務所、当
時からの差入れ屋、残虐な拷問をう
けた特高室があった旧県庁舎などの

会費納入のお願い

支援活動をすすめていくためにも、
会費の確立が急務とされています。
八八年度会費未納の方は、至急納入
してくださいようお願いいたします。

(納付先は8ページ)

見学ツアーと集会をくみ合わせる計
画です。皆さん、七月二日には、横
浜でお会いしましょう。

映画とビデオづくり

言葉では表現しきれない残酷な拷
問を、法廷で目にみえるかたち(ビ
デオ)で再現しようという話から、
さらに進んで16ミリ映画づくりの企
画が進行中です。

企画案には、弁護団、支援する会
事務局が協力、脚本ふじた・あさ
や(劇作家、父君は事件被害者の一人、
藤田親昌元中央公論編集長)、監督橘
裕典(『怒りの三宅島』や『はだしのゲ
ン』の監督、父君は元改造社員)の各
氏で、原告団が証言者として出演、
製作には青銅プロダクションが当た
ります。

製作費としてどう切りつめても三
百万円は必要です。そのためにも、
会費納入、会員拡大、カンパ等、い
っそうのお力ぞえをお願いいたします。

青山鉞治君を悼む

—— 半世紀来の友として

再審申し立て人 小林 英二郎

横浜事件再審請求人の一人、青山鉞治君が志半ばにして逝った。二月十二日夜十一時半再審裁判の進展に心を残してであった。

昨年の夏ごろから手首のあたりの痛みを訴えるようになり、九月に検査のため入院したが、検査だけでは済まないことになった。癌の兆候もあったようで、腎臓の片方を剔出するというまでになった。手術後は小康を得て暮には一旦退院し、正月は自宅で迎えることが出来たが、一月十日ごろ京浜病院に入院した。風邪を引いたりして一進一退の病状であった。本人も周りのものも、恢復に期待をもつて療養につとめたが、及ばなかった。本人も、ここで斃れるなるものか、の気持で一杯だったようだが、一緒に再審請求を闘ってきただれわれとしても、まことに残念である。

◆ 青山君と私が初めて逢ったのは昭和十一年である。二・二六事件のあ

った年だ。当時文部省が左翼転向学生の再教育機関として設けた国民精神文化研究所というのがあって、名古屋高商を左翼運動の廉(かど)で停学になった青山君もそこにいた。一旦帰郷し十一年に再び上京し、山田盛太郎著『日本資本主義の分析』(岩波書店、『日本資本主義講座』)をテキストとする研究会に参加した。右の研究所のメンバー何人か他に、私たち研究所と無関係な者も加わったの研究会だったが、やがて研究所を作り、『大衆政治経済』という機関誌を出したが、人民戦線運動の一翼ということ、十一年十二月一斉に検挙された。

◆ 青山君はたまたま結核療養のため三浦三崎へ転地していて、この検挙は免れた。そして十三年に改造社へ入社した。私も、十三年の暮には保釈になって、青山君の紹介で改造社の採用試験を受けて十四年三月に入社した。

◆ 『改造』編集部へ移った。そのために『改造』編集問題にかかわることになり、さらに横浜事件に連座することになったのである。私は青山君と部署が違ったため、一緒に仕事をする機会はなかったが、細川論文問題で青山君らの編集部が更迭されたあとの『改造』編集部に入った。そして結局は一緒に、昭和十九年一月二十九日、改造社内の共産主義グループのメンバーとして検挙されたのである。

◆ 横浜事件については、ここで改めての説明は省くが、われわれが日常的な業務としてやっていた編集会議などを、共産主義的目的をもった協議などと同じつけ、共産主義活動など本人の思いもよらぬ「自白」を強要して、あのような拷問が行なわれたのである。

◆ 昭和二十年八月、敗戦によってわれわれは釈放され、青山君も再び編集や出版の世界で仕事をするように

なったが、日本全体も出版界も波瀾の多かった時代で、ことに繊細な神経の持主だった青山君には苦勞も多かったと思う。伯父さんの後を継いで三信圖書の経営に当たるようになっても落着きを得て来たようである。

◆ 若いころから武田麟太郎に師事して、創作なども発表して来たが、私たち何人かの友人を誘って『星霜』という同人雑誌を発行した。その一号、二号に「横浜事件——『改造』記者の手記」を連載した。後に単行本として刊行されたが、横浜事件の告発であり、治安維持法への抗議であった。

◆ 敗戦間もなくのころ横浜事件の元被告が集まって拷問によるでっち上げについて、横浜特高を告訴し、中心的な三人の刑事に実刑判決が下されるという成果をあげたことがある。その時も青山君は積極的に動いたが、再審請求運動が起こると進んで請求人となり、各方面の要請に応じて講演などにも積極的に出かけ、財政的支援も惜しまず、中心的役割を果たしたのだが、今や亡し。運動にとっても大きな打撃だが、その穴は残された者が埋める他はない。今までも多くのご支援を得て来たが、これからもういっそうのご支援をお願いしたいと思う次第である。

弔 辞

青山さんは御生前横浜事件再審請求運動の中心的推進者として、先頭に立って活躍されました。一九八六（昭和六一）年七月三日横浜地裁に再審請求の申立をするときも、青山さんは、全請求人の代表として参加され、弁護団と共に裁判所や記者会見等に行動を共にされ、また東京・横浜その他各地での集会にも精力的に参加して講演活動を続けられました。

青山さんには今後ますます活躍を期待していたやさきであっただけに、いま突然青山さんを失ったことは、再審請求にとって実質的に大きな打撃であり誠に残念千万であります。

青山さんに対する治安維持法違反被告事件の判決原本等は現存しませんが、改造社の同僚であった故小野康人氏に対する判決によって、その内容は「改造」昭和十七年八・九月号の細川論文の校正に当たったというにすぎなかったことが判明します。それだけで懲役二年執行猶予三年という有罪判決をうけ、苛酷残酷な拷問取調べ、警察留置場や拘置所での地獄の苦しみを強制され、その右手には今日でも指に拷問の跡が残されておりました。

青山さんが、再審請求に率先して活動したのは、平和日本に再びあの恐ろしい過去の暗黒専制時代がおとずれることを阻止することでありました。

私たちは、この青山さんの遺志をつぎあらゆる力を結集して、再審請求裁判で勝利し、無罪判決をかちとるべく邁進することを、ここに最後の御別れに際して御誓いしたいと思います。

一九八八年二月十六日

横浜事件再審弁護団

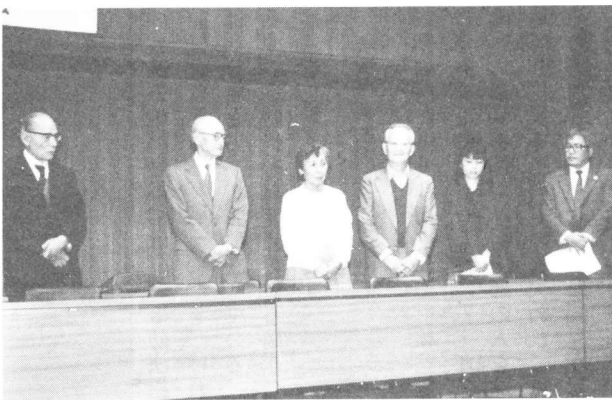
森川金寿

外一同

いま危機に立つ言論 を見ずえる集会

「出版人の会」との共催で

再審裁判を支援する会は、昨年一月一三日、言論・出版の自由を守り、国家秘密法（案）に反対する出版人の会と共催で、「いま、危機に立つ言論を見ずえる集会」をひらきま



11・13集会にて 左から森川金寿、木村亨、気賀すみ子、小林英三郎、小野伸帆、大川隆司の各氏

した（総評会館ホール）。参会者は約二五〇名。

最初に「先取りされる」国家秘密法体制」と題して、数下彰治朗・朝日新聞編集委員が講演。朝日連続襲撃事件という言論へのテロ攻撃が、国家秘密法案登場下におこされる情勢の危険さを指摘されました。なかでも、情報の氾濫の中で、報道されない事実の多さに注目せねばならないとし、東芝ココム事件に関する氏の取材体験から、ココムなるものがいかに秘密の壁におおわれているか、その実態不明のココム宣伝にジャーナリズムが踊らされ、ろくな国会審議もされないまま外為法が「改正」されて商取引にも支障をきたしているという報告は、聴衆に衝撃を与えました。国家秘密↓世論操作の実例です。

ついで横浜事件について、大川弁護士、気賀すみ子さんが登壇（別項）。最後に岸本重陳・横浜国立大学教授が「臨教審で教科書に何が起ころか」について講演。臨教審のいう教科書検定制度の「改善」が、現在の教科書内容統制のいつそうの強化にはかならないことを明らかにされました。言論・教育の危機実態を見ずえ、新たな決意を確認しあう集会となりました。

「事実調査」を一日も早く！

再審裁判の意義と現段階

弁護士事務局長 大川 隆 司

◆再審請求の歴史的意味

横浜事件は、「治安維持法」による戦時下最大の弾圧事件といえます。事件後、四〇年もたった今、なぜ再審請求を行なうのか、ということには、「国家秘密法の制定を急いでいる人が、政権をになっている」という情勢があり、それがご高齢の皆さんが、ご自分の身体にむちうって起ち上がられた大きな理由の一つだと思います。私はこの再審請求には、そのような歴史的必然性があると考え、弁護団の一員に加わりました。

◆国防保安法と治安維持法

ご承知のように、国家秘密法案は



大川隆司弁護士事務所局長

一九四一年(昭和十六年)に制定された「国防保安法」をモデルにしていますが、その制定と治安維持法の改定が、双子の兄弟のように同時に行なわれました。

この二つの法律は、取締対象や構成要件で異なる点があるが、司法手続でつぎの三点が共通しています。

①被告人が弁護士を自由に選べないこと。司法大臣が指定した弁護士しか弁護できない。

②一般の事件が三審制をとっているのに対し、二審制。しかも事実審は一番だけだから、実質的には一番制。

③予防拘禁制がとられたこと。「同種の犯罪を再び犯す恐れのある者」は、二年ごとの更新で「無期限」に「投獄」できた。

ところで、いま治安維持法にあたる法律は上程されていないではないか、という向きがあります。しかしいまは警備公安警察が堂々と盗聴をやつてのける時代なのです。警察官

の昇進試験問題集では、「破防法指定団体に対する秘聴」に○をつけられ、正解ということになっている。そういう時代を見すえて再審請求の意義をとらえたいわけです。

◆検察側主張をはねのけて

裁判所からうながされて、検察側は意見書を提出しました(八七年二月)。「横浜事件では、一部の人を除いて判決騰本そのものも失われているし、有罪の根拠となった閲覧記録も失われているから、いまさら真相解明のしようがない」、だから裁判所は「門前払い」にすべきだ、という主張です。

私も一九名の弁護士団は、これに対する反論意見書を、今朝、地裁に提出してきたところです。

①検察側は、小野、和田両氏の判決文しか存在しない現状では、再審請求は失格というが、何人かの「予審終結決定書」や共犯関係として起訴された人の判決は残っており、判

決の再構成は可能である。

②「横浜事件」の中核的事件である「泊事件」に関連して、細川嘉六先生の弁護をされた海野普吉先生の弁護記録が存在している。

③事件の対象は「言論活動」であった。ところが、当時の裁判所は、言論活動の成果としての論文について治罪法違反か否かの判断をせず、本人たちの自白(拷問によって強制した)によって判決を下した。論文は現存するのであるから、現在の裁判所が、該論文について判断をすることは、十分に可能である。

④神奈川県特高の幹部三名が「職権を濫用して拷問を加えた」として最高裁で有罪が確定していること。これは強制自白を根拠とした判決の不当を証拠づけるものである。

*

この裁判をつうじて、第一に誤った判決を正し、「無罪」を立証したい、第二に治罪法などの恐ろしさを訴えていきたいと思っています。そして今大切なのは、裁判所が直ちに「事実調査」を開始することです。そのため皆さんの一層のご支援をお願いいたします。(要約・編集部)

獄死した兄と母の後ろ姿

——「キタロウシス」の電報のあと……

再審申し立て人 気賀すみ子

●投げ出されていた遺体

それは昭和二〇年二月七日の早朝でした。『電報』と戸をたたく音に私は急いで玄関へ出ました。それは横浜の笹下刑務所からのものでした。「キタロウシス」。

一瞬、脳天を打ち砕かれ、全身から血の気がひいていく思いでした。……受付へ行き、来意を告げると……薄暗く、何も置いてないガラシとしたタタキの部屋に、私を案内してくれました。

ふと見ると、部屋の中央に、ムシロをかけただけの遺体が投げ出すように置いてあったのです。……案内人は、「和田喜太郎に間違いはないな」



気賀すみ子氏

とムシロを取りのけて見せました。アツと私は声を吞みました。そこには、一糸もまとわず、パンツさえもはぎ取られた全裸の男の屍体が、タタキの上に横たわっていたのです。遺体は、全身がどすくろく異様にふくらみ、眼はみひらいたまま中空に

にらみ、……これが真実、私の血をわけた兄であろうかと、われとわが目を疑い、いいようのない屈辱、怒りと無念の思いで、私の胸は張り裂けんばかりでした。

虚構の罪を負わされ、拷問に責めさいなまれ、死してなおイヌ、ネコにも劣る扱いを受けた兄、うらみ骨髄に達しながら死んでいったにちがいない兄の心中を思い……私は遺体にとりすがり……あふれ出る涙をどうすることもできませんでした。

四十余年を過ぎたいまも、あのときの情景は、まるで昨日のこのように鮮明に浮かんでまいります。

こうして、和田喜太郎の二十八年の短い生涯は終わり、この時から私

たちにとつては、とりわけ母にとつては、何ともむごい、誰にぶつけようもない無念さと淋しさをひきずりながら、残りの人生を耐えていかなければならなくなったのです。

●請求申し立てを喜んだ母

当時は世間の目は冷たく、誰一人として打明けられる人もなく、ひとり心の奥深くで悩み、苦しんでおりました様子で、時折、無言のまま涙を流している母の後姿は、まことに哀れでなりませんでした。

昭和十二年にすでに父と死別しておりました母は、以来、田舎でひとり暮らしをつづけました。昭和四十五年、八十歳のとき、軽い脳梗塞の発作をしておに田舎を引きはらい、私どもといっしょに暮らすようになりました。

●母が遺した物

昭和六十一年五月、喜太郎兄のかつての上司、先輩だった畑中繁雄、

木村亨さんのお二人から、「横浜事件を語り、聞く会」へのお誘いを受け、私も喜んで出席しました。集会后、弁護士森川金寿先生と木村さんから、再審請求への参加のお話をいただきました。……早速その場で参加させていただくことにし、請求人の名前を母の「和田かよ」としてお願いいたしました。帰宅して母にその旨を伝えたところ、大変喜んでくれ「私の生きているうちに裁判に勝るといいんやけど」と、目がしらをそつと押さえていました。……その母も昭和六十二年七月二十七日早朝、ついに不帰の人となつてしまいました。享年、九十六歳でした。再審請求人は母から私へとひきづくことになりました。

検察側の意見は、私たちにはとても納得できるものではありません。検察権力のもとに虚構の罪状を背負わせておいて、それが誤りであったことが明白になっているにもかかわらず、なぜ、それを是正しようとしていないのでしょうか。私たちは何となく通す所存でございます。なお一層のご支援をお願い申し上げます

(要約・編集部)

私にとっての横浜事件

原告・小野貞さん 長女 小野 伸帆

私が横浜事件のことを知ったのは中学生のときです。父は、私が八歳のときに亡くなっており、その後私たちは、物騒だった郊外の家から、父母が昔住んでいた都心に近いDアパートへ戻っていました。思えばそのDアパートで、父と母はあの横浜事件にかかわったのです。

諦めと無力感のなかで

母から聞いて、事件に関する本を読んだときはショックでした。拷問のところは、まともには読めなかつたと思います。そして、人間が人間でなくなることの恐ろしさ、政治の恐ろしさを知り、以来すっかり政治嫌いになりました。

次の記憶は、NHKの取材でした。Dアパートはとにかく古い団地で、立て替え問題も起きており、その歴史をたどるといふ取材で、その一エピソードとして横浜事件にもふれたという事だったようです。

しかし母は、以前にもマスコミの取材でコリたことがあり、興味本位

に扱われることに難色を示したところ、そのディレクター氏は「いまは共産党の国会議員が三〇何人もいる時代ですよ、いいじゃないですか」といったこのことです。母はその見当違いに憤慨して断りました。

母から話を聞き、私も、結局世間は本当のことは何もわかってくれないうし、知ろうともしていないという気持ちだけが残りました。

父のことをひげ目に思うことは、もちろんありませんでした。悪いことをしたわけじゃないし、ただ道理の通らない時代だったのだ、と思っていました。でも、正直いって、時代の流れには抗せないという無力感が私の中に根づくのを、どうすることもできませんでした。

私を変えてくれたもの

しかし今回、母が再審請求に加わったことで、それまでひっそりと孤立して暮らしていた私たちの生活に新しい風が吹きこんできました。横浜事件の方々や支援する会の方々の

お話を、私もかたわらで聞くことが多くなりました。

そして何より、昨夏の母の骨折のおかげ(?)で私自身、直接、支援会の梅田さんや取材の記者の方のお話を聞く機会があり、私にとって心の底のこだわりでありながらも、日常からは遠く、諦めと無力感の中に沈んでいたものが、大きく揺さぶられるのを感じました。

わかってくれる人たちがいる！平和を願って行動している人たちがいる！そして、お会いしたこともない多くの方々が、支援してくださっていることが、だんだん見えてきました。私にも、何かできるかもしれない。何でもいい、これからの時代にかかわっていく世代の一人ひとり、心の底に平和を願い、まちがったことには心から怒り、世の中の仕組みがしかけてくる危険に對しても、敏感なアンテナをもち、人間が人間でなくなる時代が再びくることを止められるかもしれない——そう思えるようになりました。

平和を願う行動の一粒として、自分なりにできることからくりこんでいきたいと思いはじめた私です。どうぞよろしくご指導ください。

ビデオ作り進行中！

第一面でご報告しているように、現在、映画製作者、弁護団、支援する事務局の協力で映画とビデオづくりの企画が進行中です。

横浜事件における拷問の凄惨さは関係者の手記を読むと、身の毛がよだつほどのものですが、実際に受けた方からは、筆舌につくしがたいといわれます。そこで法廷の裁判官に実感してもらうため、拷問シーン再現のビデオづくりが、木村亨さんと弁護団から提起されました。各申し立て人の証言も収録。用具は、棍棒、竹刀、竹刀をばらしたものの、麻縄、剣革帯、靴、手錠、火箸、こわれた椅子の脚、容疑者を正座させた材木、こうもり傘……。

討議の過程で法廷用ビデオとあわせて、事件の概要と、国秘法案登場下における再審裁判の意義を訴える映画づくりへと発展しました。治罪法に匹敵する国秘法の危険性を明らかにすることが関係者一同の目的の一つだからです。上映時間は三十分程度。資金づくりほか、会員各位の絶大なご協力をお願い申し上げます。

(事務局)

会員の声

事務局に寄せてくださったお言葉を紹介させていただきます（一部省略など、文責・編集部）

●不正義への怒りをおぼえて

怒りをおぼえます。長い闘いになるだろうことを予測出来ます。それを支援し続けられるだろうか？ せめて会員となって出来ることはと考えています。……皆様のご健康と生活が心配です。ぜひご健康に気をつけてください。お元気なうちに勝利したいと思います。（半澤英明 42歳）

●出来る限りの協力を

以前から関心を持っていました。長期にわたることと思いますが、遺族、被害者の方々の心に消えることない傷痕を残したファシズムの台頭を許さないためにも、現に闘っている国機法阻止、平和と自由そして民主主義を守る課題としても、出来る限りの協力をさせていただきます。個人的には、事件、被害者の方と関連ある問題を調査しておりますのでつけ加えておきます。（関 幸造 61歳）

●映画作家の立場から

再審とこれを支援する会が組織されたことを心からお喜び申し上げます。「横浜事件」については、言論弾

圧史におけるきわめて大きな事件でありながら、なぜか欠落したと思われるほど普及されていないように思うのは私だけではないと思います。当時、小生は二十三歳ちよつこの頃だったと思いますが、風聞では耳にしていただけは事実です。大変重大な問題だと記憶していました。

小生は今、記録映画の製作と監督を業としていますが、昨年暮れ『あやまちはくりかえしません』という国家機密法は許さない』という二十分の作品を仲間と作り、相当広汎に普及しましたが、あのなかに当然挿入されるべきだったと今思う次第です（桑木道生 67歳）

●この街が好きになれるように

最近、映画や演劇に若干の興味をおぼえ、当地横浜ではなかなか良き文化に接することができず、わざわざ東京まで行かなくてはならないのが、いつももどかしいのです。横浜に住いを移し八年になりましたが、何か独得なものを日々考えています。直接「横浜事件」がこの私の要求と重なるのかどうかわかりませんが、この街が好きになれるよう支援させていただきます。（渡部健二 28歳）

●私も治罪法で検挙された

私は一九三〇年代のはじめの頃で

したが、プロレタリア文化団体に加入し、少しばかり学習したかどで、一九三四年二月に治安維持法違反容疑で検挙され、またその年の秋から冬にかけても再検挙されて、いわゆる代用監獄で過した経験があります。「横浜事件」のような戦時下の権力犯罪を徹底的に糾弾し暗黒時代の再現を許さないために、決起された皆様の闘いを心から支持し微力ながら「支援する会」に加入いたします。（大島久治郎 75歳）

●ファシズム復活を許さぬために

ファシズムの復活に反対する闘いに、ほんの一指でも参加の機会を与えていただけたのを感謝します。（池田節夫 73歳）

●いまわしい時代の象徴を裁け

近時の政治的、社会的潮流に、住みにくい世の中”の再来を予感しております。あの思わしい時代を象徴するような「横浜事件」の全貌を白日の下に明らかにすることによって、戦時権力の実態を広く周知させることが必要と思っております。

青山鈿治さん、小林英三郎さんにもすっかり御無沙汰しております。どうぞ皆様、ご健闘のほどを（吉田杜夫 64歳）

●横浜事件について書かれた本

横浜事件・妻と妹の手記

小野貞・氣賀すみ子著／高文研／二〇〇円／一九八七年

横浜事件 妻と妹の手記



ある朝、特高が来て、空襲下にも拘置所に辿りつく。宅下げされた血染めの着物に胸つぶれる思いをしたり、実家に帰省しても真相を告げることもできず、夫は出征ということにせねばならない（小野手記）。獄死した兄はムシロをかぶせただけで全裸で床に放置されていた。最愛の息子を失った母の周囲の眼は冷たかった（氣賀手記）。被検挙者の家族の生活をも心をも切り裂いた権力の非道が告発されている。

本書では事件被害者の家族の立場から、横浜事件が描かれている。ある朝、突然、愛する夫が特高にひき立てられていく。乏しい食糧、不便な交通事情の中で差入れをつづけ、空襲下にも拘置所に辿りつく。宅下げされた血染めの着物に胸つぶれる思いをしたり、実家に帰省しても真相を告げることもできず、夫は出征ということにせねばならない（小野手記）。獄死した兄はムシロをかぶせただけで全裸で床に放置されていた。最愛の息子を失った母の周囲の眼は冷たかった（氣賀手記）。被検挙者の家族の生活をも心をも切り裂いた権力の非道が告発されている。

●青山さんの訴えに胸うたれ

出版労連大会での青山さんの発言に胸を打たれました。「ことがおこってからではおそい」昨今のきなくささを感じる動きをみるにつけ、ますますこの言葉の意味が重要性を増してくるような気がします。微力ながら支援をさせていただきたいと思っています。(清水正文 38歳)

●戦後を生きる精神の基本

言論、出版関係の仕事に携わる者にとって「横浜事件」と呼ばれる国家権力による捏造事件は忘れることを許さない事件です。当時私は学生で事件の真相を知らず、昭和十八年十二月には学徒動員で兵役に服しますが、国民のすべてを戦争へと狩り立ててゆく、軍部と国家権力の世論操作の策謀に乗せられ、その片棒をかつぐに至った言論、出版人も少なくなかったことは事実です。

横浜事件を問うことは、こうした言論、出版人の個としての弱さ、国家権力の締めつけに対する脆弱さの反省をうながす事件として、今日の最重要なテーマを提起していると思います。

精神力、肉体的拷問に耐えうる自信に乏しい私には、虚偽の自白をした人々を責める資格を持ち合わせま

せん。しかしその反省の上に、或いは、さすればこそ、この「横浜事件」を追求する人々とともに私もありたいと願っています。それが戦争に関わった者の戦後を生きる精神的基本だったと思うからです。

(醍醐 隆 63歳)

●国秘法案反対等とあわせて

横浜事件については、石川達三氏の小説『風にそよぐ葦』ではじめて知り、その後も関心を持っておりました。いかに、日本国中が発狂したとしかいいようのない、おぞましい時期であったとはいえず、事件のデッサンあげ、人間性を無視した取り調べなど、身の毛のよだつ思いがします。まさに権力犯罪としかいえません。

その再審裁判の請求がなされると聞き、私も無関心ではいられませんが、今日表面的には、基本的人権の尊重、言論思想の自由など保証されておるようには見えませんが、その反対の底流があるように思えてなりません。地域、職場などで何かを感じます。その何かの延長がGNPパーセンと枠の撤廃であり、国家秘密法案であり、売上税などであると思います。あの暗い、そして恐ろしい時代が再度実現することを防ぐためにも、再審裁判で無罪を勝ちとられるよう少

しでもお力になれたらと思いい失礼ながらお便りする次第です。(中村速男)

●「表現の自由」は自分の課題

私は岩波書店発行のブックレット『横浜事件』を読んだ者です。

以前より私も「表現の自由」「治安維持法」等に少々興味を覚え、社会人となつてから(熊本盲学校教員)奥平康弘先生の書物を中心に及ばずながら自学で憲法を学び、その中

も特に「表現の自由」がいかに大切か、そしていかに私たちの生活の中でそれがいがしろにされつつあるかを実感しており、少しでも毎日の生活の中でこの精神をどのようにして生かして行くべきかを考えております。

そうした中で今回「横浜事件再審裁判を支援する会」の発足を知り、少しでも御高齢となられた皆様を励ますことができればと筆を取った次第です。

昨今は国家秘密法なるものを成立させようとする動きもあり、世の中が段々と荒みつつある中、個人個人が自分の問題として立ち上がらねばと考えております。熊本の田舎からではあります、何卒御体を大切にされ皆様方の御健闘を御祈り申し上げます。(緒方伸彦 29歳)

▼事務局から

会報第四号の発行が遅れ、申しわけありません。次号から定期発行に努めます。

会員相互の交流を深めるため、本号には会員からのご発言を収録させていただきます。次号にも続けて掲載いたします。ご意見、ご感想を事務局までお寄せください。

青山誠治さんというすばらしい方を失いました。ご冥福を祈りつつ、小林さんのお言葉のように、氏の遺志をついで裁判勝利をかちとるべく事務局一同、決意を新たにしています。三月末現在会員は四九八名(但し未更新を含む)二九団体(未更新含)です。七・二集会、映画製作を実現、裁判勝利のためにも会員拡大をお願いいたします。

入会申込・会費納入先

- 郵便振替 東京3-150641「横浜事件再審裁判を支援する会」(最寄りの郵便局で振替用紙をもらい、口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入の上、お振込みください。手数料は、5,000円まで50円、10,000円まで70円です)
- 銀行振込 富士銀行 九段支店 普通預金 口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」
- 郵送の場合 加入申込書にご記入の上、事務局まで(宛先はp.1 題字下参照)。